

エコリーフ環境ラベルプログラム 統合に伴う登録公開料の移行措置に関して

2017年4月

一般社団法人サステナブル経営推進機構

統合版エコリーフ環境ラベルプログラムの導入に伴い新しい料金制度が採用されました（[JR-14 料金規程](#) 参照）。従来からエコリーフ環境ラベルプログラムに参加している事業者様の中には登録公開料が大きく上がる場合があるため、このような負担を低減する事を目的に、登録公開料に以下の移行措置を設定しました。

1. 全ての事業者様向け

- ◆ 2020年3月末までは、登録製品年間売上額にかかわらず登録公開料の上限を100万円／年とする。
- ◆ 登録公開料は1年間の予測に基づく「企業単位での登録製品年間売上額」に従ったものとするが、1年間の起点は、「1月」と「4月」のいずれかを事業者都合で選ぶことができる。

2. 従来参加事業者様向け

- ◆ **対象事業者：2017年3月末時点で環境ラベルプログラムに参加している事業者**
- ◆ 統合プログラムに参加しない限りは従来の料金体系をそのまま適用。
- ◆ 統合プログラムに参加した時点で、従来プログラムのラベル（宣言）も統合プログラムの宣言と併せ統合プログラム料金体系を適用。ただし、従来プログラムのラベル（宣言）は従来プログラムの料金体系を、統合プログラムの宣言は統合プログラムの料金体系をそれぞれ個別に適用することも事業者の希望により可能。

3. 新規事業者様向け

製品単価が高く規模が大きい場合、登録公開数が数件でも登録公開料の上限に近い料金となってしまう可能性があります。これによるプログラム参入障壁を下げることを目的に、登録公開料に**宣言単位料金**を設定し、かつ移行期間には移行期間料金を設定しました。

- ◆ **対象事業者：2017年3月末時点でJEMAI環境ラベルプログラムに参加実績のない事業者**
- ◆ 1事業者の統合プログラムにおける宣言単位料金での登録数は累計4件までとする。4件を超える場合は、製品売上単位料金に移行する。
- ◆ 累計4件に満たなくても宣言単位料金から製品売上単位料金への移行は可能とするが、製品売上単位料金に移行後は、宣言単位料金を選択することはできない。

【移行期間料金】

- ◆ 2020年3月末までは、1宣言あたり5万円（税抜）。2020年4月以降は、1宣言あたり10万円（税抜）。

※2019年10月に運営者・プログラム名称を変更